

○出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件

(平成25年3月28日財務省告示第85号)

(平成25年4月1日適用)

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十五年二月財務省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

三十七中「一ポリバルにつき本邦通貨一九円」を「一ポリバルにつき本邦通貨一三円」に改める。